

令和元年度第12回

登別市教育委員会会議録

日 時 令和2年3月26日(木) 午後4時30分

場 所 登別市民会館 2F 小会議室

第12回 教育委員会議事日程

- 1 日 時 令和2年3月26日（木）午後4時30分
- 2 場 所 登別市民会館 2F 小会議室
- 3 議 案 報告第10号 教育委員会事務局職員の人事異動に係る臨時代理について
報告第11号 教職員人事の内申に係る臨時代理について
報告第12号 令和2年第1回登別市議会定例会一般質問について
報告第13号 市議会定例会追加提出議案に関する意見に係る臨時代理について
報告第14号 市議会定例会追加提出議案に関する意見に係る臨時代理について
報告第15号 教科用図書採択地区の変更について
議案第20号 「登別市立学校における働き方改革基本方針」の改定について
議案第21号 のぼりべつ文化交流館条例施行規則の一部改正について
議案第22号 登別市児童生徒スポーツ振興助成金交付要綱及び登別市児童、生徒文化振興助成金要綱の一部改正について
議案第23号 登別市教育委員会事務局組織規則の一部改正について
議案第24号 登別市教育委員会事務局庶務規定の一部改正について
議案第25号 登別市教育委員会職員の交通事故及び交通違反防止等に関する規定の一部改正について
議案第26号 登別市立中学校部活動指導員設置規則の制定について
議案第27号 登別市学校管理規則の一部改正について
- 4 情報提供
 - (1) 令和元年度土曜授業事業実績及び令和2年度事業計画について
 - (2) 令和元年度学校運営協議会実施状況について
 - (3) 令和2年度進路状況について

5 出席者

(教育委員会 5名)

教 育 長	武 田 博	委 員	赤 井 秀 輝
委 員	堅 田 裕	委 員	上 村 正 人
委 員	木 村 雅 美		

(事 務 局 10 名)

教育部部長	堀井 貴之
教育部参与	中島 英治
教育部次長	近藤 正嗣
総務グループ建築主幹	逢坂 義人
学校教育グループ総括主幹	笠井 康之
学校教育グループ学務主幹	小野島 晶
社会教育グループ総括主幹	重山 大介
文化・文化財主幹	菅野 修広
学校給食センター長	吉田 富士夫
図書館長	綿貫 亨

○武田教育長 本日の委員会は、5名が出席されておりますので、有効に成立していることを報告いたします。これより令和元年度第12回教育委員会を開催します。

本日の議事は、報告6件、議案8件になります。それでは早速議事に入りたいと思います。

最初に、報告第10号教育委員会事務局職員の人事異動に係る臨時代理について事務局から説明をお願いいたします。

○近藤教育部次長 議案書の1ページになります。令和2年4月1日付けの事務局職員の人事異動について、2ページのとおり臨時代理を行いましたので報告を行い、承認を求めるものであります。

別冊の「報告第10号資料」をお開きください。1ページは新たに入ってきた方です。左側が新所属、右側が旧所属となっています。

教育部長には前任の堀井部長が退職となりますが、改めて再任用として教育部長に着任します。主幹職では、学校給食センター長には社会福祉グループの山本総括主幹が着任となります。主査職では、学校教育グループ主査には商工労政グループの林倉主査が着任します。担当員では、学校教育グループと社会教育グループがそれぞれ1名ずつ増員となりました。学校教育グループには市民サービスグループの木村担当員、税務グループの川島担当員、観光振興グループの秋田担当員、社会教育グループにはこども家庭グループの村田担当員と新規採用の森田担当員が着任します。

次に2ページ、こちらの方は教育委員会を出て行かれた方です。左側が旧所属、右が新所属となっています。

柴田学校教育グループ主査が保健福祉部障がい福祉グループ主査、社会教育グループの清野担当員が都市整備部水道室水道グループ、社会教育グループの藤原担当員が保健福祉部高齢・介護グループへそれぞれ異動となります。

職員数につきましては、2名の増員を含めて総数で33名となっています。

以上の内容になります。これらについて臨時代理を行いましたので、承認をお願いします。

○武田教育長 ただ今報告第10号について、説明がございました。ご質疑ございませんでしょうか。

(「ありません」の声あり)

○武田教育長 それでは報告第10号については、承認をすることとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○武田教育長　それでは報告第10号については、承認をいたします。

次に、報告第11号教職員人事の内申に係る臨時代理についてを議題といたします。事務局から説明をお願いします。

○笠井学校教育グループ総括主幹　3ページの方をご覧ください。報告第11号は教職員人事の内申に係る臨時代理の報告についてであります。北海道教育委員会の令和2年4月1日付学校教職員の人事異動の日程に基づき、今月6日に内示を行いましたので、登別市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により臨時に代理しましたので、同条第2項の規定により報告し、承認を求めますのでございます。

資料の6ページ、7ページをご覧ください。まず、転出の方ですが校長は小学校2人、中学校4人の計6人で、内定年退職が3人、市内異動が2人となっています。

教頭は、小学校3人、中学校2人の計5人で内市内異動が1人となっております。

一般教諭・事務は期限付きと再任用を除く実異動としまして、小学校が34人、内市内異動6人、中学校が21人内市内異動が2人の計55人で、退職が定年5人自己都合3人、再任用満了1人の計9人となっております。

市内異動を含めた件数としましては、実異動が66件で、再任用と期限付きを含めた件数では83件となりました。

次に転入でございますけれども、4ページ、5ページをご覧ください。校長は小学校2人、中学校4人の計6人で、内市内異動が3人となっています。

教頭は、小学校3人、中学校2人の計5人です。

一般教諭・事務は、期限付きと再任用を除く実異動としましては、小学校が28人、中学校が20人の計48人で、新規採用の教諭は小学校2人、中学校3人の計5人。事務の新規採用は小学校2人となっています。

件数としましては、実異動は59件、再任用と期限付きを含めた全件では73件となります。

全件での転入と転出の差はマイナス10.5人で、基本定数の増減がマイナス7人、加配がマイナス3.5人となっております。以上で報告を終わります。ご審議をお願いします。

○武田教育長　ただ今報告第11号について、説明がございました。ご質疑ございませんでしょうか。

○赤井委員　幌小に関わってということでもないんですけども、毎年新卒の先生が入ってきていますよね。今年は新卒の先生を見ていないんですけども何か変わ

った点があれば。

○**笠井学校教育グループ総括主幹** 去年は新卒がすごく多かったんですけども、今年度は新卒が全体的に少ないような状態になっておりまして、それで、小学校の方でも2人でしたでしょうかね。登小に1人と若草小に1人しか入っていない状況で、全体的に去年と比べて少ない状況です。

○**赤井委員** 学校力向上に関わっての研究指定というのは継続なんですか。

○**笠井学校教育グループ総括主幹** はい。継続になっています。

○**中島教育部参与** 幌別小学校と幌別西小学校で指定されている学校力指定事業は継続されます。今のところ学校指定と言いまして、学校で指定される形式は今年度、令和2年度限りということになりまして、令和3年度以降は、いつまで続くか分かりませんが、今度は地域指定と言いまして、幌別中学校区と西陵中学校区を合わせて5校、中学校2校と小学校3校で地域指定というものを受けまして、この中で小学校の高学年の教科担任制を研究していくという所に重きを置いた学校力指定事業に少しずつ変わっていくので、新卒の数も少しずつ変わっていくのかなと思っています。

○**武田教育長** そのほか、ご質疑ございませんか。

(「ありません」の声あり)

○**武田教育長** それでは報告第11号については、承認をすることとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○**武田教育長** それでは報告第11号については、承認をいたします。

次に、報告第12号令和2年度第1回登別市議会定例会一般質問についてを議題といたします。事務局から説明をお願いします。

○**近藤教育部次長** 議案書の9ページになります。第1回市議会定例会の一般質問は11人で、3月9日から4日間の日程で行われました。教育関係については主に5名の質問となっております。

内容について概要を簡単に説明させていただきます。1人目は小栗議員になります。教育行政執行方針についてをテーマに、情報教育についてとして、本市における

子どもたちの読解力の向上に向けた取り組みがなされているのか、本市の小中学校におけるパソコン等の配置状況と児童・生徒の習熟度、G I G Aスクールネットワーク構想に特別支援教育も含まれているか、パソコンに不慣れな教職員に対する支援について。

望ましい生活習慣の確立についてとして、「ノーゲームデー」の取り組み状況、「早寝早起き朝ごはん」の実態調査及び具体的な取り組みについて質問がありました。

子どもたちの読解力の向上については、文書を読んで理解した事を基に自分の考えを深める学習の充実に努めていることや、朝読書や小学校への学校司書配置など、読書活動の推進に関する取り組みを行っていること。

現在、各学校のパソコン教室にデスクトップパソコンを小学校には21～40台ずつ、中学校には40台ずつ配置していること、G I G Aスクールネットワーク構想には特別支援教育も含まれていること、本市では平成17年には全教職員分のパソコンを整備しており、全ての職員が授業での活用に努めてきており、引き続きICTの活用について教職員への支援を行っていくこと、「ノーゲームデー」については市内小中学校で具体的な指導を行ったり、学校だより等による啓発に努めていること、「早寝早起き朝ごはん」については各小中学校における保健の学習のほか、教育活動全体をとおしてより良い生活習慣の定着に努めていることを答弁しています。

辻議員からは、新型コロナウイルス感染拡大に対するリスクコミュニケーションについて質問があり、その中で外国人住民を含む労働者の労働環境・ひとり親や共働き家庭等の養育環境・児童生徒の学習環境について質問がありました。

児童生徒の学習環境については、北海道教育委員会から提供されているチャレンジテスト等のほか、各学校では年度末までを見据え、児童生徒の実態を把握している学級担任や教科担任が、復習を中心とした学習教材を用意し、学習課題を適切に課すことで、家庭での学習環境を整えるように努めていること。

併せて、次年度に未習内容を補充することも想定し、現在の学年での学習状況を整理し、進級・進学時に確実に引き継ぎ、スムーズに学習が始められるよう準備していくこと等を答弁しました。

渡辺議員は、「新型コロナウイルスによる児童・生徒の休校対応について」をテーマに、休校中の児童・生徒の動向や実態についてと、市教委の今後の対策と対応につ

いて質問がありました。

児童生徒の健康管理については、各家庭に対して毎日朝晩に体温測定をすることや、風邪の症状や発熱が続く場合などに学校へ連絡することをお願いし、また、配慮が必要な児童生徒などの家庭には適宜連絡するとともに、来校相談や家庭訪問を実施すること、休業期間中も教職員は通常どおり勤務していること、今後の臨時休業の予定については、感染状況等により左右されるものであり、現時点では確定的なことは申し上げられない状況であること、何よりも子どもたちの健康・安全を第一に考え、対応していく旨を答弁しました。

井野議員は、令和2年度教育行政執行方針をテーマに、新学習指導要領の本市における移行期間での取り組みについて、「学力向上について」では各学校における教育実践の充実が図られる支援の具体的な支援方法、学校給食については、給食管理システムの概要と期待するところ、学校における働き方改革については、成果と検証、保護者・地域に対する理解の促進、勤務時間を意識した働き方の推進と学校運営体制の充実、教職員が長期休養などをとった場合に加配措置がとられているのか、

「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律」に対する本市の考え方について質問があり、本市では移行期間中より全面実施を見据えて学習指導要領の理念の正しい理解のもと、進むべき方向性を学校と教育委員会が共有し、計画的に取り組んできたこと、学力の向上については、引き続き各学校の取り組みを支援し、実際の指導に当る教員の指導力向上を図っていく旨を、給食管理システムの導入により、市が効率的に一元管理するもので、このシステムを導入することによって、令和3年度から給食費を市が直接保護者から徴収することとなり、効率的な管理と学校教職員の負担軽減等が期待されること、働き方改革については、働き方改革を目指す4つの指標の達成状況は100パーセントであること、学校運営協議会等で情報や考え方を共有するとともに、学校だよりなどを通して保護者・地域に対する理解の促進に努めていること、勤務時間を意識した働き方の推進と学校運営体制の充実は、出退勤時に専用のパソコンに本人が直接入力することで、出退勤時間を客観的に把握し、また、在校時間を意識することでワークライフバランスを意識することにつながっていること、教職員等の長期休養への対応として、期限付き教職員や非常勤講師を任用するなどして欠員補充を行っていること、「公立の義

務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律」に対する本市の考え方については、教職員の勤務時間の上限を教育委員会規則に盛り込むとともに、登別市立学校における働き方改革基本方針についても見直しを行うことなどを答弁しました。

米田議員は、アイヌ施策についてをテーマにした中で、本市におけるアイヌ文化・歴史への取り組み等について質問があり、本市における取り組みをそれぞれ答弁しました。

杉尾議員は、言葉の教室についてをテーマに、設置状況、利用状況、効果、専門スタッフについて質問がありました。

設置状況、利用状況はそれぞれ答弁し、ことば遊びを通して言語理解力や言語表現力を高めたり、集団行動の中で相手との適切な関わり方を身につけたりするなど、障害による学習上や生活上の困り感を改善・克服するとともに子どもの特性を伸ばし、前向きに生活しようとする心を育てることが効果であること、専門スタッフは概ね13名の対象児童につき1名の教員が加配措置されており、専門機関との連携を密にし、保護者や在籍する学級担任と共通理解を図りながら指導を行っていることなどを答弁しました。以上です。

○**武田教育長** ただ今報告第12号について、説明がございました。ご質疑ございませんでしょうか。

(「ありません」の声あり)

○**武田教育長** それでは報告第12号については、承認をすることとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○**武田教育長** それでは報告第12号については、承認をいたします。

次に、報告第13号市議会定例会追加提出議案に関する意見に係る臨時代理について、報告第14号市議会定例会追加提出議案に関する意見に係る臨時代理についてを議題といたします。事務局から一括して説明をお願いします。

○**近藤教育部次長** 議案書の17ページになります。報告第13号は「市議会定例

会追加提出議案に関する意見に係る臨時代理について」及び報告第14号は「市議会定例会追加提出議案に関する意見に係る臨時代理について」です。

本報告は令和2年第1回市議会定例会の提出議案であります令和元年度一般会計補正予算（第11号）、並びに令和元年度一般会計補正予算（第12号）及び、令和2年度一般会計補正予算（第1号）、これらについて、登別市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条の規定に基づき、17ページ、27ページのとおり臨時代理を行いましたので、その内容を報告し承認を求めるものです。

補正の概要としましては、令和2年度当初予算に計上した、中学校校舎等改修事業費及び中学校耐震化・回収事業費について、国の令和元年度補正予算第1号による現状よりも更に有利な財政措置を活用して実施するため、令和元年度予算にこの事業費を追加し、令和2年度予算から同様の事業費分の歳出を減ずるものであります。

概要については以上です。

○**武田教育長** ただ今説明がありました報告第13号、報告第14号について、説
ご質疑ございませんでしょうか。

（「ありません」の声あり）

○**武田教育長** それでは報告第13号については、承認をすることとしてよろしい
でしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○**武田教育長** それでは報告第13号については、承認をいたします。
次に、報告第14号については、承認をすることとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○**武田教育長** それでは報告第14号については、承認をいたします。
次に報告第15号教科用図書採択地区の変更についてを議題とします。事務局から説明をお願いします。

○**笠井学校教育グループ総括主幹** 44ページをご覧ください。報告第15号は科
用図書採択地区の変更についてであります。

教科用図書第10採択地区につきましては、胆振管内の室蘭市、苫小牧市を除く2市7町で構成されておりましたが、室蘭市教育委員会より第10採択地区への加入申し入れがあり、平成30年8月30日開催の平成30年度第5回教育委員会において、平成31年4月1日付での採択地区変更の同意をいただいていたところがあります。

その後、平成30年9月6日に胆振東部地震が発生し、採択地区内で被害が甚大な地域があったことから、採択地区の変更を1年延期することとなっております。

この度、資料の表のとおり、第10採択地区の構成市町が令和2年4月1日より変更となりますので報告いたします。

○武田教育長 ただ今説明がありました報告第15号について、ご質疑ございませんでしょうか。

(「ありません」の声あり)

○武田教育長 それでは報告第15号については、承認をすることとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○武田教育長 それでは報告第15号については、承認をいたします。

次に、議案第20号登別市立学校における働き方改革基本方針の改定についてを議題といたします。事務局から説明をお願いします。

○中島教育部参与 45ページ、議案第20号になります。説明は別冊登別市立学校における働き方改革基本方針(案)、こちらをご覧くださいと思います。

2月26日開催の総合教育会議でもお話ししましたが、案がまとまりましたので主な改定部分を説明いたします。まずは、ページをめくってください。

「はじめに」の部分は変更ございません。

1ページの1「働き方改革に関する国や道の動き」については、平成31年1月「中教審の答申」から、追加をいたしました。

令和元年12月の公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法、いわゆる「給特法」の一部を改正する法律が成立したことにより、令和2年1月、とても長い名称ですので、簡単にまとめますと「国の指針」が策定されました。その指針には、教育委員会が時間外勤務の上限方針を策定することが盛り込まれましたので、北海道教育委員会では条例を改定し、働き方改革北海道アクションプランもこの3月末に改定する予定となっております。

それに合わせて、本市でも学校管理規則を改定することとし、さらに平成30年10月に策定しましたこの基本方針も改定することとしました。

2「基本方針の性格」では、一つ目の点を追加して、この基本方針が、国の指針、北海道の条例、本市の規則に基づいて、教員の業務量の適切な管理、健康と福祉の確保を図るために必要な事項を定めたものと位置付けました。

3「教育委員会及び学校の役割」では、(1)「市教委の役割」として、2つ目の点で上限に関する方針を定めると加えてあります。

2ページをご覧ください。4「基本方針の目標」が、今回の改定で最も重要な部分です。

申し訳ありません、1か所訂正です。今回の改定で「当面の」を削除しましたので、

見え消しでそのまま残してしまいました。強い意欲をもって目標を達成しようという意味で、これを削除しました。

その下です。囲みの中の2行ですが、今までは「1週間当たりの勤務時間が60時間を超える教員をゼロにする」という目標でしたが、今回「教育職員の在校等時間から所定の勤務時間等を減じた時間を1か月で45時間以内、1年間で360時間以内とする」としました。

これは、簡単に言うと「時間外勤務」になりますが、学校では修学旅行などの行事や非常災害時などに校長が命じる「超勤4項目」と言われる業務以外は、原則時間外勤務を命じないことになっていますので、こんな難しい表現を使わざるを得ないことをご理解ください。

教員は勤務の特殊性から、「給特法」で時間外勤務手当は支給しない代わりに、教職調整額として4パーセントを上乗せして支給しています。

そうは言っても、実際には次の日の授業の準備やテストの採点、生徒指導に関わる家庭訪問など、校長に命じられなくてもやらなければならない業務がたくさんあります。給特法が理由でどうしてもこのような表現になってしまうのですが、業務の効率化を図って、この部分の時間を減らしていきましょう、という目標に向けて、全市を挙げてしっかりと取り組んでいきたいと思えます。

その下の大きな囲みの中の「目指す指標」は、すでに4項目全て100パーセントに達していますが、部活動休養日の日数を平日52日、週末52日、学校閉庁日9日と詳しく表示することとしました。あとは、実際に環境整備が進んだところ、これから進めようとしているところの表現を変えたり、加えたりしています。

3ページの6具体的な取組(1)「本来担うべき業務に専念できる環境の整備」につきましても、④給食費管理システムの導入を検討する、となっていましたが、令和2年度の予算がつきましたので「導入する」と改めました。

すみません、「の導入」ではなく「を導入する」に訂正いたします。

4ページの(2)「部活動指導に関わる負担の軽減」につきましては、③部活動指導員を3人配置することとしましたので、これも「検討する」から「配置する」と改めています。

4ページから5ページの(3)「勤務時間を意識した働き方の推進と学校運営体制の充実」につきましては、今年度の4月から、市内全校において、パソコン入力による在校時間の把握、夜間の留守応答電話設定を始めていますので、③と④の項目を追加しています。

6ページの7「在校等時間について」は、全て国の指針に基づいて今回追加した部分です。

7ページ(2)「業務を行う時間の上限」には、①「勤務時間」の考え方、②上限時間の原則、③特別の事情がある場合についてを記載してあります。

最後のページ、(3)「市教委が行う措置」で主なものを紹介しますと、①専用パソコンで測定した結果は、公務災害が生じた場合に重要な記録となるので、公文書として管理・保存を行うこと、③必要に応じて、医師による面接指導を実施すること、相談窓口を設置すること、⑤保護者・地域住民その他の関係者の理解が得られるよう、方針の周知を図ることなどとなりました。

また、(4)「留意事項」では、①上限時間の遵守を求めるのみであってはならないこと、②真に必要な活動をおろそかにすること、虚偽の時間を記録し、または記録させることがあってはならないこと、③業務の持ち帰りは原則行わないこととしております。以上です。

○武田教育長　ただ今、議案第20号について説明がありました。ご質疑ございませんでしょうか。

(「ありません」の声あり)

○武田教育長　それでは議案第20号については、承認をすることとしてよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○武田教育長　それでは議案第20号については、承認をいたします。

次に、議案第21号のぼりべつ文化交流館条例施行規則の一部改正についてを議題といたします。事務局から説明をお願いします。

○菅野社会教育グループ文化・文化財主幹　本条例施行規則の一部改正は、令和2

年第1回登別市議会定例会において上程したのぼりべつ文化交流館条例と一体のものであります。

改正の概要としては、体育館はこれまで貸館として市民に利用されてきましたが、老朽化により今後の使用が困難な状況となったことから、体育館の貸館をおこなわないものとするため改正するものであります。施行期日は、令和2年4月1日であります。以上です。

○武田教育長 ただ今、議案第21号について説明がありました。ご質疑ございませんでしょうか。

(「ありません」の声あり)

○武田教育長 それでは議案第21号については、承認をすることとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○武田教育長 それでは議案第21号については、承認をいたします。

次に、議案第22号登別市児童生徒スポーツ振興助成金交付要綱及び登別市児童、生徒文化振興助成金要綱の一部改正についてを議題といたします。事務局から説明をお願いします。

○重山社会教育グループ総括主幹 本要綱は、市内に居住または、市内の学校に通う児童・生徒が、スポーツまたは文化活動において、国際大会、全国大会、北海道大会に出場する場合に要する経費について、その一部を助成することにより、父母等の経費負担の軽減と、児童・生徒のスポーツ・文化の振興を図ることを目的とした助成金の交付に関するものを規定するものです。

内容につきましては、議案65ページの改正理由・概要のとおりであります。ポイントとしましては、助成対象者をより明確にしたこと、少子化に伴い複数校で合同チームが結成された場合の申請方法を整理したこと、また、申請者の利便性を図るため様式の整理を行ったこと、助成対象大会の主催及び共催者の名称変更に伴い必要な改正を行うものであります。

規定文の改正の詳細につきましては、議案70ページ以降の新旧対照表のとおりとなっております。施行期日は、令和2年4月1日でございます。

以上、ご審議の程よろしく願います。

○武田教育長 ただ今、議案第22号について説明がありました。ご質疑ございま

せんでしょうか。
（「ありません」の声あり）

○**武田教育長** それでは議案第22号については、承認をすることとしてよろしい
でしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○**武田教育長** それでは議案第22号については、承認をいたします。
次に、議案第23号登別市教育委員会事務局組織規則の一部改正についてを議題
といたします。事務局から説明をお願いします。

○**近藤教育部次長** 議案書の95ページになります。登別市教育委員会事務局組織
規則の一部改正について改正の理由は、市長部局において、登別市文書事務取扱規
程により文書の收受及び入札及び契約に関することは、各グループで行うこととし
ていることから、教育委員会の所管する規則についても同様に各グループで行える
よう所要の改正を行うものであります。

詳しい内容については、次ページ以降に掲載しておりますが、このことについて
承認を求めるものであります。以上です。

○**武田教育長** ただ今、議案第23号について説明がありました。ご質疑ございま
せんでしょうか。

（「ありません」の声あり）

○**武田教育長** それでは議案第23号については、承認をすることとしてよろしい
でしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○**武田教育長** それでは議案第23号については、承認をいたします。
次に、議案第24号登別市教育委員会事務局庶務規定の一部改正についてを議題
といたします。事務局から説明をお願いします。

○**近藤教育部次長** 資料の100ページの方をご覧ください。登別市教育委員会事
務局処務規定の一部改正でございます。

改正理由につきましては、市長部局において、登別市事務決裁規定は、市が自ら

の行政運営の一手法として長の権限の一部をその補助執行機関である職員に委任することで事務を迅速に処理し、かつ、内部的責任の範囲を明らかにするため制定されているものでありますが、課題が多く存在し、これが今後も事務のボトルネックとなり得ることから、同規定を抜本的に見直し、課題を解決し、より一層効率的かつ迅速な行政運営を図るため、改正されることとなりました。

登別事務決裁規定が改正されることから、教育委員会の所管する規定についても同様に所要の改正を行うものとなっております。

主な改正内容につきましては、これまで無かったのですが、次長専決事項の新設、部長以上の専決に係る金額上限を上方修正、決裁時の合議の整理、旅行命令の専決区分を休暇承認区分に合わせることなどの改正を行うものであります。以上、承認をお願いいたします。

○**武田教育長** ただ今、議案第24号について説明がありました。ご質疑ございませんでしょうか。

(「ありません」の声あり)

○**武田教育長** それでは議案第24号については、承認をすることとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○**武田教育長** それでは議案第24号については、承認をいたします。

次に、議案第25号登別市教育委員会職員の交通事故及び交通違反防止等に関する規定の一部改正についてを議題といたします。事務局から説明をお願いします。

○**近藤教育部次長** 資料の119ページをご覧ください。登別市教育委員会職員の交通事故及び交通違反防止等に関する規定の一部改正について説明させていただきます。

こちらの改正理由ですが、これまでは登別市教育委員会職員の交通事故及び交通違反防止等に関する規定につきましては、内容に嘱託員という表記がされておりました。このたび、令和2年4月1日以降、嘱託員という職員の位置づけが無くなりまして、全て会計年度任用職員という職に変更となりました。そのことについて、同規定の文言の整理をする内容となっております。内容については以上でございます。

○**武田教育長** ただ今、議案第25号について説明がありました。ご質疑ございませんでしょうか。

(「ありません」の声あり)

○**武田教育長** それでは議案第25号については、承認をすることとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○**武田教育長** それでは議案第25号については、承認をいたします。
次に、議案第26号登別市立中学校部活動指導員設置規則の制定についてを議題といたします。事務局から説明をお願いします。

○**笠井学校教育グループ総括主幹** 124ページをご覧ください。議案第26号は、登別市立中学校部活動指導員設置規則の制定についてであります。

128ページをご覧ください。規則の制定理由及び内容については、学校教育法施行規則第78条の2に規定する部活動指導員を令和2年度より市内中学校に設置することから、部活動指導員の任用基準や職務など設置に必要な事項を定めるために規則を制定するものであります。

規則の規則の施行期日は、令和2年4月1日となります。

125ページをご覧ください。部活動指導員の配置の目的は、中学校における部活動指導体制の充実を推進し、部活動を担当する教員の支援を行うとともに、部活動の質的な向上を図るものです。

部活動指導員として任用する方は、規則案の第3条に記載のとおりになります。

部活動指導員の職務は、規則案の第6条に記載のとおりです。

令和2年度の部活動指導員は、3名配置の予定を予定していきまして、配置校は調整中であります。以上です。

○**武田教育長** ただ今、議案第26号について説明がありました。ご質疑ございませんでしょうか。

(「ありません」の声あり)

○**武田教育長** それでは議案第26号については、承認をすることとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○**武田教育長** それでは議案第26号については、承認をいたします。
次に、議案第27号登別市学校管理規則の一部改正についてを議題といたします。
事務局から説明をお願いします。

○**笠井学校教育グループ総括主幹** 129ページをご覧ください。議案第27号は、「登別市立学校管理規則の一部改正について」であります。

130ページをご覧ください。規則の一部理由及び内容につきましては、学校における働き方改革を推進する取組の一環として、文部科学大臣の指針において、教育委員会は学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針を教育委員会規則等において定めることが求められていることから、登別市立学校管理規則の一部を改正するものであります。

一部改正の内容は、学校管理規則に教育職員の勤務時間の上限に関する条文を追記します。

なお、指針に定めるその他の事項については、議案第20号の「登別市立学校における働き方改革基本方針の改定について」に盛り込まれております。

規則の施行期日は、令和2年4月1日となります。以上です。

○**武田教育長** ただ今、議案第27号について説明がありました。ご質疑ございませんでしょうか。

(「ありません」の声あり)

○**武田教育長** それでは議案第27号については、承認をすることとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○**武田教育長** それでは議案第27号については、承認をいたします。
以上で本日の議事は全て終了しましたが、その他、事務局から情報提供などありましたら説明をお願いします。

○**中島教育部参与** 情報提供の1件目は、土曜授業の令和元年度の実績と令和2年度の事業計画についてです。情報提供資料の1ページをご覧ください。

学校教育法施行規則の改正により、土曜日に実施する授業も教育課程上の時間として位置付けられたことから、平成26年度から市内全校で土曜授業に取り組んで6年が終了します。

これまで、公開授業や体験活動、学校行事、外部講師を活用した授業など、地域の

特色を生かしたり、学校や家庭、地域が連携して取り組んだりすることで、本市の子どもたちにとってより豊かで有意義な土曜日となるように事業を進めてまいりました。

令和元年度の取組状況ですが、幌別中学校、幌別小学校、幌別東小学校で年6回、その他の10校で年4回実施をしました。

内容としましては、教科の授業から学校行事をはじめとして、地域や学校運営協議会の協力をいただくふるさと学習やコミュニティ・スクール事業、人権教室や認知症サポーター養成講座、スマホ教室など外部から専門的な方を招いての学習、小中合同や地域合同の避難訓練や地域清掃、PTAの協力をいただく合格祈願餅つき大会など、土曜日ならではの活動に取り組んでいただきました。

特に、令和元年度は驚別小学校において、7月20日、市の総合防災訓練が行われましたので、一日防災学校という位置づけで、全ての学年が体験を交えて防災に関する授業を受ける貴重な機会を得ることができました。

次のページをご覧ください。令和2年度は、市内13校全て年4回の実施を予定しております。

特徴としましては、市制施行50周年の年でありますので、9月12日、全市一斉で実施される連合町内会主催の避難訓練に、13校中7校が授業の中での参加を予定しております。

校区の小中学生が全員で参加するところもありますので、一緒に参加していただいたり、様子をご覧くださいただけたらと思います。

令和2年度も子どもたちにとってより一層有意義な時間となるような工夫を学校にお願いしています。

ちなみに次年度の教育ふれあいウィークは、10月24日と11月7日が授業公開日となっておりますので、近くになりましたら再度ご連絡いたします。以上です。

○中島教育部参与 情報提供の2件目になります。また別冊の資料になります。別冊のA3版、大きな資料をご覧ください。学校運営協議会の令和元年度の実績についてです。

各学校におきましては、年間2回から3回、多いところでは、若草小学校で5回、登別小学校、緑陽中学校区で4回行う予定でございましたが、新型コロナウイルスの感染症対策で取りやめとなった学校もありましたことを報告いたします。

議題につきましては、学校の経営方針について承認をいただくほか、各教育活動の説明や実施状況、学校評価結果などを通して、学校の運営状況をお知らせするとともに、土曜授業の計画や、学力・体力の向上、放課後学習の充実、あいさつの励行、

いじめ・不登校への対応、道徳教育の取組、地域との避難訓練の状況、地域行事の参

加や伝統芸能の継承、地域交通安全の取組のお願いや生活習慣改善に関わる理解についてなど、話し合う内容は多岐にわたっております。

また、昨年度から登別中学校区、西陵中学校区、緑陽中学校区で小中学校合同の協議会を開催しておりますが、今年度は鷺別中学校区でも合同の協議会が始まりました。地域の子どもの9年間で育てていく方向性が着実に広がりつつあります。

「中学校区が一体となり、児童生徒のことを共通理解できる機会ができてよかった」という意見や、「各学校の行事に、他校の運営協議会の委員にも案内をするようにしてはどうか」という意見など、より良い取組は市内に広めたいという前向きなご意見を参考に、学校は教育活動の改善を図っていくよう、支援していきたいと思っております。

各学校がコミュニティ・スクール便りなどで情報提供してもらったものを、市役所本庁舎や市民会館、図書館で市民の方が閲覧できるようにするとともに、令和2年度の取組も随時情報発信してもらおうよう各学校にお願いをして「地域とともにある学校づくり」がさらに進むよう働きかけてまいります。以上です。

○小野島学校教育グループ学務主幹 先ほどの情報提供資料3ページをご覧ください。令和2年度の市内中学校3年生の進路状況についてまとめましたので、情報提供いたします。

今年度、公立高校には281名が受験し、現時点で267名が合格となりました。

この数には計上されておりませんが、3名は合格を辞退して、私立高校への進学となっております。資料中段にあります合格辞退は2名分しか記載はありませんが、もう1名、登別中の生徒が青嶺高校を辞退し、海星学院高校への進学となりましたので追加をお願いいたします。

残念ながら全体で12名が公立校を不合格となりましたが、私立高校への進学が5名、2次募集への出願が4名、2次募集か私立高校進学か検討中が3名となっております。同じく資料に二次募集・検討中とありますのは、現時点で鷺別中の3名のみですので、修正をお願いいたします。

なお、2次募集の合格発表は明日27日金曜日までとなっておりますので、今後若干の入学者数の変更があり得ますことを申し添えます。

また、特別支援学級在籍の生徒についても、全員が養護学校などへの進学が決まっておりますことを併せてご報告いたします。以上です。

○中島教育部参与 それでは私の方から新型コロナウイルス関連の臨時休業対応についてお話をさせていただきます。

先月の2月26日でしたか、定例の教育委員会、こちらで行われた時には明日からの臨時休業の予定ということで、実際にそのとおり2月27日から臨時休業に入りました。

教育委員の皆様にはご承認いただいて、たいへんありがとうございました。

その臨時休業がですね、3月24日の2学期終了まで続きまして、今現在は春季休業中、年度末休業中となっています。

今日ですね、13時30分から全道の教育長と、北海道教育委員会とのテレビ会議に、私と教育長で広域センタービルに行きまして参加してきました。

全道179の教育長のテレビ会議をしてみいました。

内容については新学期的教育活動の再開についてを主に話し合ってみいました。

これまでの経緯を話しますと、報道等でもご承知かと思うのですが、3月19日に国の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議で、学校再開にあたっては学校現場で3つの条件が重ならないような感染症対策をして学校再開を進めるのであれば、各自治体の判断で進めてくださいというような決定がなされました。

3つの条件とは、ご存じかと思うんですけども、よく言われる「3つの密」、密閉空間を作らない。換気を徹底するということですね。密集空間を作らない。多くの人が集まらないようにするということ。密接に人が交わらないようにすること。この3つですね。それを守るようにということで、基準が示されて、3月の24日に文部科学省の方から新学期以降も引き続き十分に感染症対策を行って、新学期を始める準備をしてくださいというガイドラインというのが出されました。

それらを基に、今日話し合いを進めてきたんですけども、すみません前置きが長くなりましたが、全道的に感染状況の違いはあるんですけども、それぞれの自治体の判断で、しっかりと感染症対策をとったうえで学校を再開してくださいということになりましたので、明日の朝9時半に臨時の校長会を開きまして、学校再開のGOサインを出したいなと思っております。

ただ、学校再開は現在のところ、全ての小中学校4月7日が始業式なんです。入学式が幌別西小、登別小、青葉小が4月8日、それ以外の5つの小学校と、全ての中学校が4月の7日始業式を同時に行う現時点での予定です。

それまでに感染状況が変わらないと、登別市内では児童生徒誰も誰も感染していないということになればGOサインになりますけれども、児童生徒が感染していたり、濃厚接触者が多数いるような学校は臨時休業にするようにという通知も来ておりますので、状況は変わるかもしれないという所をご理解いただけたらと思います。

入学式についてですが、これも最終決定は明日臨時校長会議で行いまして、その後各家庭に連絡、メール配信がありますので、メール配信とそれ以外の家庭には電話連絡することになりますが、現在のところ1学級単位の分散型を考えています。

在校生は不参加。保護者は2名までというふうに、小学校と中学校で区別しない

ような形で、それによって体育館の中も十分に間隔をとって実施できることになると思いますので、今のところそのような形で、形式は卒業式に準じる形で実施していきたいと思っています。

4月7日以降の教育活動開始後ですね、実際に教育活動が行われるようになった時には、どうしても一学級40人のクラスもあります。富岸小学校では4つのクラスが40人近くになります。他の学校でも40人近い教室もあります。そういう所も市内にはいくつかありますので、どうしても授業を行う際に二つ三つの教室に分かれて授業をするというのは、教員の人数も限られていますのでこれは物理的に無理だということもありますので、教育活動が始まりましたらですね、なかなか今手に入りにくいと言われてますけれども、マスクの着用も積極的に進めて、ご家庭で作っていただいたり、家庭科の授業で作ったり、どうしても無理であれば常にハンカチを手元に置いてですね、せきエチケットに努めるということを指導徹底させて教育活動を開始したいと思っています。あと、換気の徹底ですね。やはりまだ寒い時期ですので、ずっと窓を開けっ放しにして授業を受けられませんので、最低限、休み時間には窓を開放、授業中も少しだけでも窓を開けるというふうに、ただ窓を開けるだけではなく風の通りが良くなるように2方向開ける。換気をしっかりするよという事も徹底したいと思っております。

どうしても教育活動は、人が密集しないように行えということになれば、体育でドッチボールもできませんし、対話的な授業もできなくなります。その辺りは何でもかんでもできませんよということにはなりませんので、やはりそういう活動が行われた後には手洗いやうがいなどをしっかりとするという形になるのかなと思っております。以上です。

○綿貫市立図書館長 図書館は、2月28日から休館いたしました。

北海道内の図書館も100以上の図書館が3月19日まで休館しておりました。

20日以降ですが、西胆振3市で歩調を合わせるということで、室蘭市に関しては制限付きの貸し出し、本市と伊達市に関しましては休館中ではありますけれども、予約等の資料に関しては貸し出すという事で一部業務を再開しています。

明後日の土曜日からは、本市も制限付きの開館という形で貸し出し業務に限りまして、入館時間を一人あたり15分程度に区切って業務を再開する予定です。

4月1日からは移動図書館車を走らせまして、順次開館していく予定です。

以上です。

○中島教育部参与 すみません。コロナ対策で2点落としていました。

中学校の修学旅行の延期を決定しております。5月に実施する予定だったものを、5つの中学校で2学期に延期するという事で決定しています。これが1点目です。

次に、入学式ですけれども、卒業式と同様にですね、教育長を含めて教育委員のみ

なさんについて、時間の短縮など感染予防ということで、出席は見合わせていただくということで確認させてください。よろしくお願いします。以上です。

○武田教育長 ありがとうございます。本件についてご質疑等ございませんか。

○赤井委員 たくさんありますけれども、当分は様子を見るというか、そういう状況しかないですね。現場はたいへんでしょうね。課題がたくさんあって。

テレビなどでは土曜日に授業をどうするかとか、6時間目の授業をこれから考えるとか、いろいろと出てきていますよね。これから現場では本当にたいへんな状況が続けなければならないのではと、そういう感じはしていますけれども。

○中島教育部参与 小学校の1年生から5年生までだと、同じ学校に進級してそこに残っているんですね。そうすると例えば3月に授業ができなかった分を4月に授業して、例えばですけれども、その分夏休みが少し短くなるというようなことも考えなければならないのかなというような話は校長はしているんですね。

○武田教育長 ほかにご質疑ございませんか。

(「ありません」の声あり)

○武田教育長 それでは、終了いたします。

最後に、4月の教育委員会の開催日について予定したいと思いますが、次回の開催日について、事務局の方で考えがあればお知らせ願いたいと思います。

○近藤教育部次長 例年4月の教育委員会につきましては、ホテル平安で委員会を開催し、終了後に歓送迎会を実施していましたが、今年度に関しましては新型コロナウイルスの影響で、歓送迎会は行わないこととし、会場はこちらの市民会館小会議室で行いたいと考えております。

4月の委員会開催日は4月23日木曜日、会議は16時30分から、会場は市民会館小会議室で開催したいと考えております。

○武田教育長 それでは、事務局より提案のありました4月23日木曜日で皆様のご都合は如何でしょうか。

(「大丈夫です」の声あり)

○武田教育長 それでは、決定とさせていただきます。詳細につきましては、後日

事務局よりお知らせください。

以上で本日の会議を閉会いたします。お疲れ様でした。

議事録の署名

教育長.....

委員.....

委員.....

委員.....

委員.....